

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の一部を次のように改正する。

第1条 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(下請次数の制限)</p> <p>第5条 元請負人は、請け負った県発注工事の一部について下請契約を締結して施工しようとするときは、その下請の次数を、<u>建築一式工事（鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。以下同じ。）</u>にあつては3次まで、<u>建築一式工事以外の建設工事</u>にあつては2次までとしなければならない。ただし、特段の理由があり、あらかじめ当該県発注工事を監督する県の監督員（以下「監督員」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(下請次数の制限)</p> <p>第5条 元請負人は、請け負った県発注工事（<u>建築一式工事等建築・営繕系工事を除く。</u>）の一部について下請契約を締結して施工しようとするときは、その下請の次数を2次までとしなければならない。ただし、特段の理由があり、あらかじめ当該県発注工事を監督する県の監督員（以下「監督員」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>
<p>(下請負人の選定)</p> <p>第6条 下請注文者は、下請負人を選定するに当たっては、次の各号に規定する全てを満たす者の中から選定しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>下請注文者の直接契約締結する相手方は、社会保険等又は国民健康保険等の適切な保険に加入している者（以下「保険加入者」という。）であること。ただし、元請負人を除く下請注文者がやむを得ず保険加入者以外の者を直接契約する相手方に選定する場合は、元請負人は、契約に先立って早期に適切な保険への加入手続を進めるよう指導するとともに、当該下請注文者から事情を確認した上で「保険未加入者選定報告書」を次条第5号に定める期限内に県へ提出しなければならない</u>（この場合、社会保険等適用除外者に対する社会保険等への加入の指導又は現場からの排除といった過誤がないよう、十分に注意すること。）。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(下請負人の選定)</p> <p>第6条 下請注文者は、下請負人を選定するに当たっては、次の各号に規定する全てを満たす者の中から選定しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>元請負人の直接契約締結する相手方は、社会保険等又は国民健康保険等の適切な保険に加入している者（以下「保険加入者」という。）であること。なお、下請注文者（元請負人を除く。）においても、直接契約締結する相手方は保険加入者からの選定に努め、やむを得ず未加入者を選定する場合は、元請負人は契約に先立って早期に適切な保険への加入手続を進めるよう指導しなければならない</u>（この場合、社会保険等適用除外者に対する社会保険等への加入の指導又は現場からの排除といった過誤がないよう、十分に注意すること。）。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>

第2条 様式第1号（第7条関係）を次のとおり改め、当該様式第1号（第7条関係）を様式第2号（第7条関係）に改め、様式第2号の前に様式第1号（第6条関係）を追加する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成29年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項及び第6条第1項第3号（ただし書を除く。）の改正規定並びに様式第2号（第7条関係）中のNo.3の改正項目は、平成29年9月30日までに調達公告（調達公告を行わない工事にあつては、入札日の通知）を行う建設工事にあつては、なお従前の例による。